第35回中央教育審議会 教育制度分科会 関係団体ヒアリング資料

全国都市教育長協議会会 長 石踊 政昭 (鹿児島市教育委員会教育長)

[全国都市教育長協議会]

- ・加入都市(区) 799市(区) H25.4.1現在
- ・昭和24年から毎年総会・研究大会を実施。平成25年度で65回実施。
- ・全国8ブロックで、総会・研究大会を実施。

1 教育委員会制度の現状

- (1) 教育委員が制度の趣旨と責務を認識し、教育委員会の会議においては、活発な議論が交わされ、適切な方針決定がなされているとともに、教育委員会事務局の事務執行等についても意見を述べる機会が保障されている。
- (2) 教育委員は、学校現場への訪問や校長との面接、教育委員会事務局職員との 情報交換等、教育課題、実態の把握に努めている。
- (3) 人選についても、多面的な意見を反映させることができるような、様々な立場から、教育に深い関心と熱意をもつ人物が選出されている。
- (4) 任期についても、1、2人が交代するような仕組みは、急激な教育の方針変 更がないようにするためのセーフティネットとして機能している。
- (5) 首長との関わりについては、委員の任命等において十分首長の意見が反映されている現状であるととらえている。また、首長を含めた局横断的な会議での業務報告や必要に応じた首長報告など、首長や首長部局との連携・意思疎通はうまくとれていると考える。

2 現行制度の課題

- (1) 住民から見て、責任の所在が教育長か、教育委員長か、教育委員会かなど不明確である。
- (2) 教育委員会会議の審議内容には、規則の形式的な改正等もあり、承認機関になっているのではないかとの指摘がある。
- (3) 児童・福祉部局、建設部局等、市行政全体で関与しなければならない課題が増加しているため、教育行政を教育委員会単独で担うことが難しくなってきている面がある。
- (4) 重大事案が発生した際に、今まで以上に迅速な対応が求められている。

- 3 今回の制度改革に対する全般的意見
 - (1) 教育委員会の会議の審議等の形骸化が指摘されているが、現状では活発な議論等もなされ、合議制の執行機関という機能は十分発揮されていると考える。 ただし、承認機関となっているという指摘もあるということを鑑みると、教育委員会活動の内容周知の方法等を検討する必要がある。
 - (2) 教育行政における責任の所在が不明確であるとの指摘については、真摯に受け止め、今回の改革における制度措置を現状と照らしながら取り入れ、住民から見て責任の所在が明確になるような制度とする必要がある。
 - (3) 教育の政治的中立性については、現教育委員会制度がこれまでその機能を果たしてしてきたことにより、十分に保たれてきていると考える。現行制度のメリットを継続させるような制度措置を講じる必要がある。

4 制度の方向性 (A案、B案) に対する意見

(1) 本協議会においては、A案、B案を含め、多様な意見があるとともに、それ ぞれの案にも改善すべき点があると意見が分かれ、一つに意見に収束されなか った。

(2) A案について

- ア 教育長が首長の補助機関となると、必然的に首長の考えに追随せざるを得なくなり、教職員人事 (特に管理職)、教科書採択等について政治的な影響をこれまでより強く受けることも予想される。また、首長の権限が強化されることによる政治的中立性の確保についての懸念もある。
- イ 公教育の最終的権限が首長に移るが、教育長の独立制から、どのような場合 に指揮監督を行うのかが明確でないため、これまでより、首長の交代による方 針の違いのために教育行政の継続性・安定性が揺らぐ可能性が高くなる懸念が ある。

(3) B案について

ア 現行制度との違いが分かりにくいという点が指摘されているが、教育長が教育行政の責任者であることを周知したり、会議の内容を公表する方法を工夫したりするなどの手立てを講じることで、指摘部分については補完できると考える。

(4) A、B 案共通して

- ア 首長の教育行政への意向を反映するために、教育長の任期を短縮する検討が あるとされているが、一定の方針の下に長期的な取組等を推進するためには、 任期については、これまでと同様であることが望ましいと考える。
- イ 教育長を教育行政の責任者とする制度については、現行の制度における責任 の不明確さを改善する効果があると考えることから、同意できるところである。